

○交通規制に関する事務取扱要綱の制定について（例規通達）

平成14年3月28日

例規（交規）第14号

改正 平成28年6月22日例規（警）第32号

平成30年1月26日例規（交規）第2号

平成30年10月18日例規（交規）第28号

令和元年6月28日例規（警）第24号

交通規制に関する事務については、昭和51年2月1日制定の交通規制に関する事務処理要領により実施してきたところであるが、道路交通の著しい進展に伴い、交通規制の事務要領が実態に合わなくなつたことから、これまでの規定を見直し、新たに交通規制に関する事務取扱要綱を別添のとおり定め、平成14年4月1日から実施することとしたので、所属職員に対して周知を図られたい。

なお、交通規制に関する事務処理要領（昭和51年2月1日付け規発第13号）は、平成14年3月31日限り、廃止する。

別添

交通規制に関する事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に基づく交通規制の実施及び変更・解除（以下「交通規制」という。）に関する事務を適正かつ能率的に処理するために必要な事項を定めるものとする。

第2 交通規制実施上の留意事項

交通規制を実施する場合は、基礎調査を徹底するとともに、道路管理者その他の関係者の意見を聴取するなど総合的見地に立って検討を加え、合理的かつ適正な交通規制を実施するよう努めなければならない。

第3 公安委員会が行う交通規制上申等の手続

1 警察署長及び高速道路交通警察隊長の事務

(1) 交通規制実施の上申

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、交通規制を実施する必要があると認めたときは、交通規制上申書（別記様式第1）又は交通規制の変更（解除）上申書（別記様式第2）に必要な書類を添えて警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

(2) 調査

署長等は、前号の交通規制を上申しようとするときは道路及び交通の状況、交通事故の発生状況、その他交通規制実施上必要な事項についての調査を徹底しなければならない。

(3) 意見聴取

ア 署長等は、交通規制を実施、変更、解除又は道路標示の設置位置を変更する場合は、道路管理者、関係者等から意見を聞くものとする。

イ 署長等は、法第110条の2第3項の規定により、道路管理者から意見を聞く場合は、交通規制に関する意見照会書（別記様式第3）により行うものとする。

ウ 意見聴取は、次に掲げる場合を除き口頭（電話を含む。）で行うものとする。

（ア）当該交通規制に関連し道路管理者において特別の措置を講ずる必要があると認められる場合

（イ）道路管理者から文書による意見照会の申し出があった場合

(4) 署長等は、交通規制上申書及び交通規制の変更（解除）上申書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 交通規制場所一覧表（別記様式第4）

イ 交通規制基礎調査表（別記様式第5その1、その2）

ウ 道路標示設置工事請負費配分申請書（別記様式第6）

エ 管内図

（ア）原則として1万分の1の白地図に、上申しようとする交通規制と同種の既存交通規制については実線、新しい交通規制については同じ色の点線で表示し、その関連状況を明らかにすること。この場合の色は、できるだけ交通規制図作成要領による規制の種類の色と同じ色を使用すること。

（イ）横断歩道及び一時停止等の点規制については、住宅地図を活用することができる。

2 交通規制課長の事務

(1) 調査

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、交通規制の実施について、独自の調査、資料の収集等を行うとともに、関係署長等に対し必要な指示を行うことができるものとする。

(2) 審査

交通規制課長は、署長等から上申された交通規制について必要性、妥当性及び予測される効果等について総合的な検討を加えるとともに、必要に応じ現場調査及び関係者からの意見聴取等を行い、交通規制の要否、範囲等を審査するものとする。

(3) 交通規制実施案の作成

交通規制課長は、調査又は審査の結果、交通規制を実施する必要があると認めたときは、交通規制の実施案及び関係資料を作成し、本部長に報告するものとする。この場合における交通規制の実施案は、第4に定める山形県交通規制原簿への登載案を作成して行うものとする。

第4 公安委員会が行う交通規制の実施要領

1 交通規制課長の事務

(1) 山形県交通規制原簿への登載

交通規制課長は、公安委員会が交通規制を実施する決定を行った場合は、速やかに山形県交通規制原簿（別記様式第7）に登載するものとし、異動のあるごとに整理しなければならない。

(2) 道路標識の設置等

交通規制課長は、公安委員会が交通規制を実施する決定を行った場合には、速やかに道路標識を設置（撤去を含む。以下同じ。）するとともに、署長等に対する道路標示設置工事費の配分手続きをしなければならない。

(3) 関係機関への通知等

交通規制課長は、公安委員会が交通規制を実施する決定を行った場合は、道路管理者、関係機関及び署長等に対し交通規制の実施（解除）通知書（別記様式第8）により通知するとともに、必要な広報を行うものとする。

2 署長等の事務

(1) 路側式道路標識の設置等

署長等は、公安委員会が交通規制を実施する決定を行った場合には、速やかに別に定める路側式道路標識設置工事設計書を作成し、交通規制課長に送付の上、路側式道路標識を設置しなければならない。

(2) 道路標示の設置等

署長等は、公安委員会が交通規制を実施する決定を行った場合には、速やかに道路標示を設置するとともに、道路標示カード（別記様式第9。以下「カード」という。）を作成し、本部長に報告しなければならない。

なお、報告後道路の改良等の事由によりカードの内容に変更が生じた場合は、その都度カードを作成し、本部長に報告しなければならない。

(3) 広報及び指導取締り

署長等は、交通規制の実施に当たり、事前に道路利用者、関係住民及び交通運輸関係業者等に対し、交通規制の実施の内容の周知徹底を図るための広報に努めるとともに、実施後は、適正な指導取締りを行い、交通規制の担保に努めなければならない。

第5 署長等が行う交通規制の実施要領

1 報告

署長等は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第3条の2第1項の規定による交通規制を行う場合（高速自動車国道等（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路）における可変式道路標識による交通規制及び通行禁止（インターチェンジの閉鎖）の交通規制を除く。）は交通規制実施報告書（別記様式第10）により本部長に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、交通規制実施後速やかに報告するものとする。

2 意見聴取

署長等は、前項による交通規制を行うため法第110条の2第3項の規定により、道路管理者から意見を聞く場合は第3第1項第3号に準じて行うものとする。

3 広報及び指導取締り

署長等が行う交通規制の実施に当たっては、第4第2項第3号に準じて広報及び指導取締りを行うものとする。

第6 標識等の設置及び管理要領

1 準拠

道路標識及び道路標示（以下「標識等」という。）の設置及び管理については、警察庁が定める交通規制基準及び本要綱に定めるところによる。

2 標識等の設置要領

標識等の設置要領は、別に定める「工事仕様書」によること。

3 標識等の設置及び維持管理作業の留意事項

標識等の設置及び維持管理作業に際しては、施工業者に対し、法第78条に規定する所定の手続きをとらせ、かつ、道路工事に必要な保安上の条件を付して施工させるものとする。

4 標識等の管理要領

(1) 標識等の管理区分

ア 交通規制課長

交通規制課長は、警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の管内に設置した可変式道路標識及び大型道路標識（オーバー・ヘッド方式標識及びオーバー・ハンギング方式標識をいう。以下同じ。）の管理についてその責に任じ、別に定める可変式道路標識管理台帳及び大型道路標識管理台帳を作成するものとする。

イ 署長等

署長等は、警察署等管内の路側式道路標識及び道路標示の管理についてその責に任じ、別に定める路側式道路標識管理台帳を作成するものとする。

(2) 標識等の点検

ア 常時点検

交通、地域警察官等は、交通取締り、警ら、その他日常の警察活動の中で標識等の点検を行い、損傷、摩耗、視認性障害又はその他特異事項により交通規制に影響を及ぼすおそれがある事案（以下「損傷等」という。）を発見した場合は署長等に報告するものとする。

イ 定期点検

署長等は、標識等については年1回以上点検し、良好な維持管理に努めなければならない。

ウ 特別点検

署長等は、風水害等の災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、特別点検を行うものとする。

(3) 署長等の任務

ア 署長等は、所属職員の中から標識等の管理担当者として正副各1名以上を指名しなければならない。

イ 署長等は、管理担当者を指揮監督し、標識等の適正な設置及び管理に努めるものとする。

(4) 管理担当者の任務

ア 現場における指示及び監督

管理担当者は、施工業者に対し、設置場所、方法等を具体的に指示するとともに、

標識等が適正に設置されるように現場監督を行うものとする。

イ 標識等の管理

管理担当者は、警察署等管内の標識等の維持管理を担当するものとする。

ウ 交通規制課及び警察署等との連絡

管理担当者は、交通規制の実施について交通規制課及び警察署等と緊密な連絡を行うものとする。

エ 標識等の補修

管理担当者は、標識等の損傷等の通報を受け、又は発見した場合には、速やかに署長等又は交通規制課長に報告の上、必要な補修を行うものとする。

(5) 標識等の立（塗）替

ア 署長等は、立て替えを必要とする道路標識がある場合には別に定める道路標識設置工事請負費配分申請書により本部長に申請しなければならない。

イ 道路標示の塗り替えは、交通規制課長が必要性、妥当性等を審査した上で行うものとする。ただし、署長等は、応急的に塗り替えを必要とする場合には道路標示設置工事請負費配分申請書により本部長に申請しなければならない。

ウ 交通規制課長は、署長等の申請に基づき工事請負費の配分手続きを行うとともに、その結果を署長等に通知しなければならない。

第7 備付簿冊及び報告

1 交通規制課長の備付簿冊

交通規制課長は、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、その保存年限は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 山形県交通規制原簿 常（意思決定解除まで）
- (2) 交通規制図 更新後廃棄
- (3) 交通規制意思決定編冊 常（意思決定解除まで）
- (4) 可変式道路標識管理台帳 設置期間
- (5) 大型道路標識管理台帳 設置期間
- (6) 道路標示カード 設置期間

2 署長等の備付簿冊

署長等は、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、その保存年限は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通規制基礎調査表 常（意思決定解除まで）

(2) 山形県交通規制原簿（写） 常（意思決定解除まで）

(3) 交通規制図 更新後廃棄

(4) 路側式道路標識管理台帳 設置期間

(5) 道路標示カード 設置期間

(6) 標識等点検簿 1年保存

3 報告

(1) 署長等は、路側式道路標識管理台帳に備え付けの路側式道路標識ストック数調査表により、3月末現在の管内の路側式道路標識ストック数を4月15日までに本部長に報告するものとする。

(2) 署長等は、別表交通規制図作成要領により、3月末現在の信号機設置位置図及び交通規制図（1万分の1）2部を作成し、1部を4月15日までに本部長に提出するとともに、1部を警察署等に備え付けておかなければならない。ただし、横断歩道及び一時停止については省略することができるものとする。

別表

（一部改正〔平成30年例規（交規）2号〕）

交通規制図作成要領

1 規格

原則として1万分の1の白地図に信号機関係と交通規制関係とを別葉にして記載すること。ただし、市街部と非市街部にわけて記載する場合には非市街部は5万分の1の地図に記載してもよい。

2 凡例

次の凡例により記載すること。

(1) 信号機関係

種類	記号	色	記号の説明
全感応式	●	青	全部を青く
半感応式	○	青	半分を青く
定周期式	◎	青	二重丸
押ボタン式	○	青	一重丸
点滅式	○	黄	一重丸
地域制御又は路線自動感応系統	—	赤	実線

単純多段系統		黒	実線
--------	--	---	----

(2) 交通規制関係

種類	記号	色	記号の説明
駐停車禁止	— 停 —	赤	実線に○停の文字
駐車禁止（両側）	_____	赤	実線
駐車禁止（片側）	_____	赤	点線
高齢運転者等標章自動車駐車可	— (高) —	赤	実線に○高の文字
最高速度80キロ	— 80 —	青	実線に80の数字（可変標識）
最高速度70キロ	— 70 —	青	実線に70の数字（可変標識）
最高速度50キロ	— 50 —	青	実線に50の数字
最高速度40キロ	— 40 —	青	実線に40の数字
最高速度30キロ	— 30 —	青	実線に30の数字
最高速度20キロ	— 20 —	青	実線に20の数字
指定方向外進行禁止	↖↖↖	黒	矢印に○×（禁止する方向）
転回禁止	○×	黄	矢印に×（禁止する方向）
追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	_____	黄	実線
歩行者用道路	_____	黒	実線
車両通行止め（大型通行止など）	_____	紫	実線
一方通行	→ →	緑	実線
右側停車可	_____	茶	実線
歩行者横断禁止		茶	斜線と実線
自転車の歩道通行		青	斜線と実線
中央線変更		緑	斜線と実線
路線バス等優先通行帯	→→→	オレンジ	かぎ線
車両通行区分進路変更禁止	_____	オレンジ	実線
斜め横断可	↙↙↙	茶	×印
駐停車禁止等路側帯	_____	黄	点線

自転車通行帯		桃	実線
環状の交差点における右回り通行		青	実線

3 記載上の注意

- (1) 記号が重複する場合は、当該道路のわきに記載すること。
- (2) 時間規制のあるものは、記号の近くに「7—20」の例により記載すること。
- (3) 交通規制図の右欄外に作成年月日、警察署等名及び作成責任者の氏名を記載すること。
- (4) 地図の適当な部分に凡例を表示しておくこと。

4 毎年3月末現在の規制状況について2部作成し、1部を本部長に報告し他の1部を警察署等に保管しておくこと。

なお、警察署等において保管しておくものは、前年度のものに加筆訂正してもよい。

別記様式第1

第 号
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署(隊)長

交 通 規 制 上 申 書

みだしについて、次のとおり上申する。

記

1 規制種別の内容

規 制 種 別	箇 所	距 離

2 添付書類

区 分	数 量	備 考
交通規制場所一覧表	枚	
交通規制基礎調査表	枚	
管 内 図	枚	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2

第 号
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警 察 署 (隊) 長

交 通 規 制 の 変 更 (解 除) 上 申 書

みだしについて、次のとおり上申する。

記

1 規制種別の変更(解除)の内容

規制種別	指定番号	変更(解除)の内容	変更(解除)の理由

2 添付書類

区 分	数 量	備 考
交 通 規 制 基 础 調 査 表	枚	
道路標示設置工事請負費配分申請書	枚	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3

第
年
(
号
月
日
署経由)

(道路管理者)

殿

公安委員会 印

交通規制に関する意見の聴取について(照会)

次の交通規制を実施したいので貴意を賜りたく、道路交通法第110条の2第3項の規定により照会します。

記

区分	内容		
規制の種別及び対象			
道路の種類及び道路名			
区間又は場所			
期間(実施予定日)及び時間			
規制の理由			
要望事項			
添付書類等			
備考			

*照会月日	月 日 時 分	取扱者	*警 察	
*照会官公所			*道路管理者	
*道路管理者の意見				

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

樣式第4

交 通 規 制 場 所 一 覧 表

規制種別()

警 察 署(隊)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5

(その1)

交通規制基礎調査表						警察署(隊)	
規制種別				原簿整理番号			
				意思決定年月日		・・・	
道路名		道線		距離		m	
場所又は区間				幅員		車道	m
						歩道右側	m左側
通称名				舗装		有無	
交通量等 年 月 日 調	1時間あたり(12時間平均) 自動車・原付交通量			台	調 査 項 目	対 車	象 両
	同上 軽車両交通量			台		対 時	象 間
	同上 歩行者交通量			人			
	ピーク時1時間 自動車・原付交通量			台			
	1日の路線バス運行台数			往 復 台			
	現在の交通規制						
	道路構造上の危険箇所、安全施設等						
交通規制 実施理由 (該当事由)							
関係者 の意見	道路管理者				その他関係者		
	沿道居住者				事前広報の状況		
	運輸関係者						
実施しようとする交通規制と関連のある交通事故発生状況	規制前 6ヶ月	年 月 日から 件数	年 月 日まで 死者	年 月 日から 人	年 月 日まで 負傷者	年 月 日まで 人	
	規制後 6ヶ月	年 月 日から 件数	年 月 日まで 死者	年 月 日から 人	年 月 日まで 負傷者	年 月 日まで 人	
道路標識等設置月日		年 月 日					

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

横 断 道 一 時 停 止 等 の 場 合	番号	道路名	場所	通称名	車道員	信号機標識の種類	備考						
	2												
	3												
	4												
スクールゾーンの場合													
交通規制区間(場所)の略図													
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">凡例</td> </tr> <tr> <td>新規制</td><td></td></tr> <tr> <td>既規制</td><td></td></tr> </table> ○方位								凡例		新規制		既規制	
凡例													
新規制													
既規制													
備考													

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5

(その1)

交通規制基礎調査表						警察署(隊)	
規制種別				原簿整理番号			
				意思決定年月日		・・・	
道路名		道線	距離			m	
場所又は区間			幅員	車道 歩道右側		m m 左側	
通称名			舗装	有		無	
交通量等 年 月 日 調	1時間あたり(12時間平均) 自動車・原付交通量		台	調査項目	対車両		
	同上 軽車両交通量		台		対時間		
	同上 歩行者交通量		人				
	ピーク時1時間 自動車・原付交通量		台				
	1日の路線バス運行台数		往復台				
	現在の交通規制						
道路構造上の危険箇所、安全施設等							
交通規制 実施理由 (該当事由)							
関係者 の意見	道路管理者				その他関係者		
	沿道居住者				事前広報の状況		
	運輸関係者						
実施しようとする交通規制と関連のある交通事故発生状況	規制前 6ヶ月	年 月 日から 件数 件 死者 人	年 月 日まで 負傷者 人				
	規制後 6ヶ月	年 月 日から 件数 件 死者 人	年 月 日まで 負傷者 人				
道路標識等設置月日		年 月 日					

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

横断歩道時一停止等の場合	番号	道路名	場所	通称名	車道員	信号機標識の種類	備考
	2						
	3						
	4						

スクールゾーンの場合

交通規制区間(場所)の略図

凡例		○ 方位
新規制		
既規制		

備考	
----	--

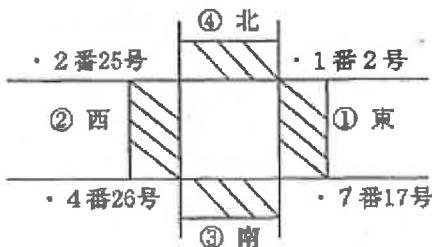
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

目 項 查

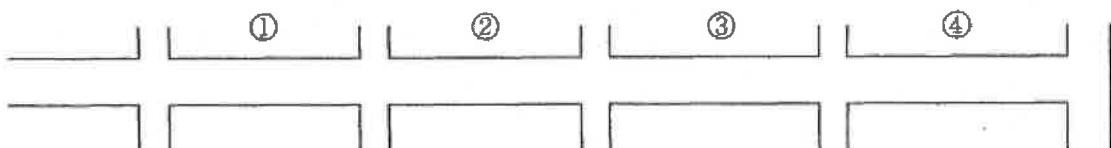
備考

- 1 本表は、複写により2部作成し、1部を県本部に送付し、1部を当該警察署に保管すること。
- 2 区間の場合は、道路の起点から終点に向か、左側の番地(住居表示番号を使用する場合は「〇番〇号」)を記載すること。
例えば「県道土生田天童山形線」は、土生田から山形へ向け道路左側の番地を記載すること。
- 3 場所又は区間は郡を省略し、町、村から記載すること。地番は「番地」を省略してもよい。
例えば「川西町大字上小松1234」と記載する。ただし交通規制場所一覧表の場合は、〇〇番地(〇番〇号)の文字を必ず記載しなければならないで誤りのないようにすること。
- 4 横断歩道は、横断歩道の手前の左側の番地(住居表示番号)を記載すること。
- 5 横断歩道、一時停止、指定方向外進行禁止及び進行方向別区分については1交差点を一枚(例1)に、同一の規制種別が数路線にわたる場合も一枚(例2)にまとめて記載してもよいが、場所又は区間に書き込むことが困難な場合は、図面に記載してもよい。

(例1) 横断歩道	1	市道1号線	山形市七日町二丁目7番17号	7.0	定
	2	一般国道112号	山形市旅籠町二丁目2番25号	7.0	定
	3	一般国道112号	山形市七日町一丁目4番26号	9.0	定
	4	県道山形山寺線	山形市七日町三丁目1番2号	9.0	定



(例2) 速度の指定	1	30	市道〇〇線	山形市本町一丁目4番35号から 山形市本町一丁目4番21号まで	190	終日	
	2	30	市道〇〇線	山形市本町一丁目4番35号から 山形市本町一丁目4番21号まで	140	終日	
	3	30	市道〇〇線	山形市本町一丁目4番35号から 山形市本町一丁目4番21号まで	100	終日	
	4	30	市道〇〇線	山形市本町一丁目4番35号から 山形市本町一丁目4番21号まで	180	終日	



- 6 調査項目は、別記様式第5(その2)の中から該当する規制種別の調査項目を記載すること。
- 7 交通規制実施理由については、規制実施基準の対象道路等に該当している理由を具体的に記載すること。

- 8 学識経験者、その他特別の意見があれば別紙に記載して添付すること。
- 9 スクールゾーンの場合の欄には、小学校、義務教育学校、幼稚園又は保育園の名称を記入すること。
- 10 略図は「北」を必ず上方にして記載すること。
ただし、これにより難い場合には方位の記入を忘れないこと。
 - ・ おおむね1万分の1の大きさで500m位の範囲内の略図を記載すること。
 - ・ 新設は赤の実線で既設は赤の点線で表示し凡例欄に記載すること。
 - ・ 起終点付近又は交差点付近の建物、河川、橋等の名称を記載すること。
- 11 管内図はこれと別に、必ず添付すること。
- 12 備考欄には、既規制に増設又は延長する場合、隣接署の境界まで及ぶ場合など、その関連状況について記載すること。その他標識等について所定の欄に書き込めない場合には、この欄を利用したり欄外に記入してもよい。
例「現意思決定番号 山県4の延長(上山署境界まで)」
- 13 本調査表の調査項目以外で補足する必要があれば別紙に記載して添付すること。

様式第6

第 号
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署(隊)長

道路標示設置工事請負費配分申請書

次のとおり工事請負費を配分されるよう申請する。

記

1 申請金額

円

(1) 表示内容

区 分	新	設
横 断 步 道	本	
実 線 標 示	箇所	m
図 示 標 示	箇	m
計		m

2 内訳

(1) 実線標示内容

区 分	新	設
はみ出し禁止	箇所	m
進路変更禁止	箇所	m
計	箇所	m

(2) 図示標示内容

区 分	新	設
横断歩道あり		
停止線		
進行方向		
計		

用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第8

第 号
年 月 日

山形地方・家庭裁判所長
山形地方検察庁検事正
関係道路管理者 殿
(県下各警察署(隊)長)

山形県警察本部長

交通規制の実施(解除)通知書

この度、本県公安委員会において別添のとおり交通規制を実施(変更・解除)したので通知します。

県下各警察署(隊)長にあっては、交通の指導取締り上遺憾のないようにされたい。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9

道 路 標 示 カ ー ド

警 察 署 (隊)

意思決定番号

通 称 名

白	横断歩道	本	m
	横歩あり	箇	m
	停止線	箇所	m
	矢印	箇	m
	中心点	箇	m
	中央線	破線	箇所
		実線	箇所
	その他の図示	箇	m
	その他の実線	箇所	m
	計		m
黄	右側はみ出し禁止	箇所	m
	進路変更禁止	箇所	m
	その他の実線	箇所	m
	計		m

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし1枚の用紙に1交差点を記入すること。
- 2 おおむね400分の1の大きさとし、これにより難い場合は、適宜縮小又は拡大することができるが、その縮尺を明示すること。縮尺がむずかしい場合は図面上に数字を記入し説明すること。
- 3 横断歩道の長さは、道路幅員ではなく、実際に塗布する幅員とし、外側線(路側帯)がある場合はその内側とする。
- 4 横断歩道の幅は、原則として3mとするが、横断歩道者が多い場合、その他特に必要がある場合については、4m以上にすることができる。
- 5 停止線は、原則として横断歩道から2m離し、幅は0.30mとする。ただし、道路交通事情によりこれにより難い場合はその旨を明示すること。
- 6 横断歩道予告標示は、カーブ、上り坂等見通しの悪い場所にある横断歩道等で予告の必要な場所または、高速走行車両が多い危険な単路に標示すること。
- 7 車両通行帯は、意思決定されているものについて記載すること。
- 8 図面には、横断歩道の意思決定に使用しているものについて通称名及び付近の建築物、方位、方面(至〇〇)を記載すること。
- 9 横断歩道の手前30mの実線標示は、進行方向別通行区分などにより、中央線変移を行った場合のみ記載すること。

その他の場合は、道路管理者が区画線の車道中央線として標示することになっているので誤りのないようにすること。

様式第10

第 号
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署(隊)長

交通規制実施報告書

交通規制を次のとおり行うので報告する。

記

規制種別 (対象)				道路種類及び 道路名	
期間及び時間					
場所又は区間				距離	
幅員		車道	m歩道右側 左側	m路面	アスファルト、コンクリート、砂利
交通量 月日調	1時間平均(12時間交通量) 自動車、原付			台	左同 歩行者 (歩道がない場合) 人
	同 上 軽車両			台	ピーク時間 1時間 自動車、原付
現在の交通規制	有() () ()無				
交通規制 実施理由					
関係者の 意見	道路管理者			その他関係者	
	沿道居住者			広報の 実施状況	
	運輸関係者				
標識設置年月日	年 月 日	標識撤去年月日		年 月 日	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。